

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

認知症介護実践者等養成事業実施要綱

1 目 的

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、質の高い介護が提供できる専門職として、認知症介護の専門職員を養成し、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会（以下「全国老施協」という。）

3 開催協力

研修実施対象地区に関わる当該都道府県・指定都市（以下「都道府県等」という。）老人福祉施設協議会（以下「老施協」という。）

4 関係機関との連携

本事業の実施にあたっては、行政機関、医療機関、介護保険施設・事業者等、その他関係機関と十分連携を保ち、円滑な事業の運営が図られるよう努めるものとする。

5 事業内容

(1) 認知症介護基礎研修

① 研修対象者

介護保険施設・事業者等が当該事業を行う事業所に従事する介護職員等とする。

② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

③ 受講の手続き等

ア 所属の介護保険施設・事業者等の長を通じて都道府県等老施協に申し出るものとする。

イ 都道府県等老施協会長は、前項申し出のうち適当と思われる者について、全国老施協に受講推薦書を添えて申し出るものとする。

ウ 全国老施協会長は、受講の申し込みに基づき、受講者を決定し、研修生として登録する。

④ 修了証書の交付等

ア 全国老施協会長は、研修修了者に対し、修了証書を交付するものとする。

イ 全国老施協会長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月

日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

⑤ 実施上の留意事項

ア 全国老施協は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

イ 研修参加者は、研修実施に必要な費用のうち、教材等にかかる実費について負担するものである。

ウ 本事業の一部を受託して実施する介護保健施設・事業者等は、本事業にかかる経理と他の事業にかかる経理とを明確に区分するものとする。

(2) 認知症介護実践研修

① 本研修の種別

認知症介護実践研修は、「認知症介護実践者研修」及び「認知症介護実践リーダー研修」とする。

② 研修対象者

ア 認知症介護実践者研修

介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、一定の知識、技術及び経験を有する者とする。

イ 認知症介護実践リーダー研修

介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、一定以上の期間の実務経験を有し、かつ、認知症介護実践者研修の修了後一定の期間を経過している者とする。

③ 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

④ 実習施設

介護保険施設・事業者等が有する施設等であって、都道府県等老施協が適切に研修を行うことができると認められるもの。

⑤ 受講の手続き等

ア 所属の介護保険施設・事業者等の長を通じて都道府県等老施協に申し出るものとする。

イ 都道府県等老施協会長は、前項申し出のうち適当と思われる者について、全国老施協に受講推薦書を添えて申し出るものとする。

ウ 全国老施協会長は、受講の申し込みに基づき、受講者を決定し、研修生として登録する。

⑥ 修了証書の交付等

ア 全国老施協会長は、研修修了者に対し、修了証書を交付するものとする。

イ 全国老施協会長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し管理する。

⑦ 実施上の留意事項

- ア 全国老協は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力のもとに研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受入れ準備等施設について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。
- イ 研修参加者は、研修実施に必要な費用のうち、教材等にかかる実費について負担するものである。
- ウ 本事業の一部を受託して実施する介護保険施設・事業者等は、本事業にかかる経理と他の事業にかかる経理とを明確に区分するものとする。